

市第5号議案

横浜市印鑑条例の一部改正

横浜市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年5月24日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市印鑑条例の一部を改正する条例

横浜市印鑑条例（昭和52年3月横浜市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「（以下「個人番号カード」という。）」及び「次項及び」を削り、同条第3項中「個人番号カード」を「利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。次条第5号において同じ。）」に改め、「に暗証番号を自ら入力すること」を削る。

第18条第4号中「又は第3項」を削り、同条第5号中「個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する」を削り、同条第7号中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請について、移動端末設備に記録した利用者証明用電子証明書を利用する方法を追加する等のため、横浜市印鑑条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市印鑑条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（印鑑登録証明書の交付申請）

第17条 （第1項省略）

- 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード~~（以下「個人番号カード」という。）~~を提示し、区長が指定する電子計算機（入出力装置を含む。）に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号。以下「公的個人認証法施行規則」という。）第42条第2項に規定する暗証番号（~~次項及び~~次条第4号において「暗証番号」という。）を自ら入力して、規則で定めるところにより、印鑑登録証明書の交付を区長に申請することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、利用者証明用電子個人番号カード証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。次条第5号において同じ。）を利用して、多機能端末機（横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）第2条第13号に規定する多機能端末機をいう。）~~により、印鑑登録証明書の交付を区長に申請することができる。~~に暗証番号を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を区長に申請することができる。

(第4項省略)

(印鑑登録証明書の交付申請の不受理)

第18条 区長は、次のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。

(第1号から第3号まで省略)

(4) 前条第2項~~又は第3項~~の場合において、暗証番号が正しく入力されなかったとき。

(5) 前条第2項又は第3項の場合において、~~個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する~~利用者証明用電子証明書の効力が失われているとき。

(第6号省略)

(7) 前条第4項の場合において、公的個人認証法第3条第1項に規定する~~個人番号カード用署名用電子証明書~~署名用電子証明書の効力が失われているとき。

(第8号から第10号まで省略)